

## とっとり夢プロジェクト事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり夢プロジェクト事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、「なりたい自分」「描いている夢」に一步でも近づきたい高校生が、個性や創造力を伸ばすことができるように、高校生の自由な発想で行う自主的な企画による活動を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、学校の枠を超えて自由な発想で自主的に企画して行う活動（以下「補助事業」という。）を実施する高校生のグループ（県内の高等学校に通学する者に限る。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する経費から、補助事業に伴う助成金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（100万円を限度とする。）とする。
- 3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、教育長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、補助事業者を選考するために別途行う審査会を開催した日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規

定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増を伴う変更
- (2) 補助事業に要する経費の総額の20%を超える変更(執行残による減少を除く)
- (3) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行われなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。